

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干の問題に関する解釈
（法釈〔2022〕6号として2022年2月24日発布、2022年3月1日施行）

民事事件の正確な審理、民事主体の適法な権益の法による保護並びに社会及び経済の秩序の維持保護のため、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連法の定めに基づき、裁判実務を併せ考慮し、本解釈を制定する。

一、一般規定

第1条 民法典第2編から第7編までに民事関係について定めがある場合には、人民法院は、当該定めを直接適用する。民法典第2編から第7編までに定めがない場合には、民法典第1編の定めを適用する。但し、その性質に基づき適用することができない場合を除く。

同一の民事関係について、その他の民事法の定めが民法典の対応する定めの詳細化に属する場合には、当該民事法の定めを適用しなければならない。民法典がその他の法律の適用を定めている場合には、当該法律の定めを適用する。

民法典及びその他の法律に民事関係について具体的な定めがない場合には、民法典の基本原則に関する定めを遵守することができる。

第2条 一定の地域・業種の範囲内において、長期にわたり、一般人が民事活動に従事する際に普遍的に遵守する民間の習俗・通常作法等となっている場合には、民法典第10条に定める慣行と認定することができる。

当事者は、慣行の適用を主張する場合には、慣行及びその具体的内容について相応の証拠を提出しなければならない。必要な場合には、人民法院は、職権により調査究明することができる。

慣行を適用する場合には、社会主義の核心的価値観に背いてはならず、公序良俗に背いてはならない。

第3条 民法典第132条にいう民事権利の濫用について、人民法院は、権利行使の対象、目的、時間、方式、もたらされる当事者間の利益不均衡の程度等の要素に基づき認定を行うことができる。

行為者が国家の利益・社会公共の利益・他人の適法な権益を損なうことを主要目的として民事権利を行使する場合には、人民法院は、民事権利の濫用を構成すると認定しなければならない。

民事権利の濫用を構成する場合には、人民法院は、当該濫用行為は相応の法的効力を生じないと認定しなければならない。民事権利の濫用が損害をもたらす場合には、民法典第7編等の関係規定により処理する。

二、民事権利能力及び民事行為能力

第4条 遺産相続、受贈等、胎児の利益の保護に関係する場合において、親が胎児の娩出前に法定代理人として相応の権利を主張するときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

第5条 制限民事行為能力者が実施した民事法律行為がその年齢・知力・精神的健康状態に相応であるか否かについて、人民法院は、行為と本人の生活との関連の程度、本人の知力・精神的健康状態でその行為を理解し、かつ、相応の結果を予見することができるか否か及び目的、数量、代金又は報酬等の方面から認定することができる。

三、後見

第6条 人民法院は、自然人の後見能力を認定する場合には、その年齢、心身の健康状態、経済条件等の要素に基づき確定しなければならない。関係組織の後見能力を認定する場合には、その資質、信用、財産状況等の要素に基づき確定しなければならない。

第7条 後見人を務めている被後見人の親が遺言を通じて後見人を指定した場合において、遺言の効力発生時に指定された者が後見人を務めることに同意しないときは、人民法院は、民法典第27条及び第28条の規定を適用して後見人を確定しなければならない。

親が未成年者の後見人を務めており、両親のうち一方が遺言を通じて後見人を指定している場合において、もう一方が遺言の効力発生時に後見能力を有しており、後見人の確定について関係当事者に紛争があるときは、人民法院は、民法典第27条第1項の規定を適用して後見人を確定しなければならない。

第8条 未成年者の親が法により後見資格を有するその他の者と合意を締結し、後見能力を有する親の後見の職責を免除する旨を約定した場合には、人民法院は、これを支持しない。未成年者の親が後見能力を喪失した際に当該後見資格を有する者が後見人を務める旨が合意において約定されている場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。

法により後見資格を有する者の間において、民法典第30条の規定により、民法典第27条第2項及び第28条に定める異なる順位の方が共同で後見人を務める旨又は後順位の者が後見人を務める旨の約定をした場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。

第9条 人民法院は、民法典第31条第2項及び第36条第1項の規定により後見人を指定する場合には、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人に最も有利であるという原則に従って指定し、具体的には次の各号に掲げる要素を参考にしなければならない。

- (一) 被後見人の生活・情感との繋がり の密接度
- (二) 法により後見資格を有する者の後見順位
- (三) 後見の職責の履行に不利である違法な犯罪等の事由の有無
- (四) 法により後見資格を有する者の後見能力、意思、品行等

人民法院が法により指定する後見人は、一般に一人でなければならないが、数人が共同で後見人を務める方が被後見人の利益の保護に更に有利である場合には、数人であることもできる。

第10条 関係当事者が住民委員会、村民委員会又は民政部門の指定を不服とし、指定通知受領の日から30日以内に人民法院に対し後見人の指定を申し立てた場合において、人民

法院は、審理を経て、指定に不当なところはないと認めるときは、法により申立てを却下する裁定をし、指定が不当であると認めるときは、法により指定取消しの判決をし、かつ、別途後見人を指定する。

関係当事者が指定通知受領の日から 30 日より後に申立てを提出した場合には、人民法院は、後見関係の変更として処理しなければならない。

第 11 条 完全民事行為能力を有する成年者が他人と民法典第 33 条の規定により書面による合意を締結し、事前に自己の後見人を確定した後、当該成年者が民事行為能力を喪失又は一部喪失する前に合意のいずれか一方の当事者が合意の解除を請求した場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。当該成年者が民事行為能力を喪失又は一部喪失した後、合意により確定した後見人が正当な理由なく合意の解除を請求した場合には、人民法院は、これを支持しない。

当該成年者が民事行為能力を喪失又は一部喪失した後、合意により確定した後見人に、民法典第 36 条第 1 項に定める事由のいずれかがある場合において、同条第 2 項に定める関係個人・組織がその後見人資格の取消しを申し立てたときは、人民法院は、法によりこれを支持する。

第 12 条 後見人及び法により後見資格を有するその他の者の中で、民法典第 39 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に定める後見関係を終了しなければならない事由が後見人にあるか否かについて紛争が発生した場合において、後見人の変更が申し立てられたときは、人民法院は、法により受理しなければならない。審理を経て理由が成立すると認められる場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。

法により指定された後見人と後見資格を有するその他の者との間で合意により後見人を変更する場合には、人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人に最も有利であるという原則に従って裁定・判決を下さなければならない。

第 13 条 後見人が罹患、出稼ぎ等の原因により、一定期間内に後見の職責を完全には履行することができず、全部又は一部の後見の職責を他人に委託する場合において、受託者がこれにより後見人となったと当事者が主張するときは、人民法院は、これを支持しない。

四、失踪宣告及び死亡宣告

第 14 条 人民法院が失踪宣告事件を審理する場合には、次の各号に掲げる人員は、民法典第 40 条に定める利害関係人であると認定されなければならない。

- (一) 被申立人の近親者
 - (二) 民法典第 1128 条及び第 1129 条の規定により被申立人に対し相続権を有する親族
 - (三) 債権者、債務者、共同出資者等の被申立人と民事権利義務関係を有する民事主体。
- 但し、失踪宣告を申し立てないことがその権利行使・義務履行に影響しない場合を除く。

第 15 条 失踪者の財産代理管理人が失踪者の債務者に対し債務の償還を請求する場合には、人民法院は、財産代理管理人を原告に入れなければならない。

債権者が訴訟を提起し、失踪者が履行していない債務その他の費用の支払を失踪者の財産代理管理人に請求した場合には、人民法院は、財産代理管理人を被告に入れなけれ

ばならない。審理を経て債権者の訴訟請求が成立すると認める場合には、人民法院は、失踪者が履行していない債務その他の費用を財産代理管理人が失踪者の財産から支払うよう判決しなければならない。

第16条 人民法院が死亡宣告事件を審理する場合には、被申立人の配偶者、親、子女及び民法典第1129条の規定により被申立人に対し相続権を有する親族は、民法典第46条に定める利害関係人であると認定されなければならない。

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、被申立人のその他の近親者及び民法典第1128条の規定により被申立人に対し相続権を有する親族は、民法典第46条に定める利害関係人であると認定されなければならない。

(一) 被申立人の配偶者、親及び子女がいずれも既に死亡し、又は行方不明となっているとき。

(二) 死亡宣告を申し立てなければその相応の適法な権益を保護することができないとき。

被申立人の債権者、債務者、共同出資者等の民事主体は、民法典第46条に定める利害関係人と認定されることができない。但し、死亡宣告を申し立てなければその相応の適法な権益を保護することができない場合を除く。

第17条 自然人が戦争中に行方不明となった場合には、利害関係人による死亡宣告の申立てに係る期間に民法典第46条第1項第1号の規定を適用し、戦争終結の日又は関係機関が確定する行方不明となった日から起算する。

五、民事法律行為

第18条 当事者が書面形式又は口頭形式を採用していないものの、既に相応の意思表示をしたことが実施した行為自体により示され、かつ、民事法律行為の成立条件に適合する場合には、人民法院は、民法典第135条に定めるその他の形式を採用して実施する民事法律行為と認定することができる。

第19条 行為者が行為の性質、相手方当事者又は目的対象物の品目、品質、規格、価格、数量等について誤認を生じ、通常理解に従えば、当該誤認が発生しなかった場合には行為者が相応の意思表示をしなかったであろうときは、人民法院は、民法典第147条に定める重大な誤解と認定することができる。

行為者が民事法律行為の実施時に自己に重大な誤解が存在したことを証明でき、かつ、当該民事法律行為の取消しを請求する場合には、人民法院は、法によりこれを支持する。但し、取引慣行等に基づき、行為者が取消しを請求する権利を有しないと認定する場合を除く。

第20条 行為者がその意思表示に第三者の伝達の誤りが存在したことを理由に民事法律行為の取消しを請求する場合には、本解釈第19条の規定を適用する。

第21条 故意に虚偽の状況を告知し、又は告知義務を負う者が故意に真実の状況を隠蔽し、当事者が誤認に基づいて意思表示をするに至らしめた場合には、人民法院は、民法典第148条及び第149条に定める欺罔と認定することができる。

第22条 自然人及びその近親者等の人身権、財産権及びその他の適法な権益に損害をもたらすとし、又は法人・非法人組織の名誉、榮譽、財産の権益等に損害をもたらすと

脅迫し、その者に恐怖心に基づいて意思表示せざるを得なくさせた場合には、人民法院は、民法典第150条に定める強迫と認定することができる。

第23条 民事法律行為が成立せず、当事者が財産の返還、換価補償又は損失の賠償を請求する場合には、民法典第157条の規定を参照して適用する。

第24条 民事法律行為に付された条件について、発生する可能性がない場合に、当事者が発効条件として約定したときは、人民法院は、民事法律行為は効力を発生しないと認定しなければならない。当事者が解除条件として約定したときは、条件が付されていないものと認定しなければならない。民事法律行為が失効するか否かは、民法典並びに関連する法律及び行政法規の規定により認定する。

六、代理

第25条 複数の委託代理人が代理権を共同で行使する場合において、そのうちの1人又は数人がその他の委託代理人と協議せず無断で代理権を行使したときは、民法典第171条、第172条等の規定により処理する。

第26条 急病、通信連絡の中断、感染症流行防止等の特殊な原因により、委託代理人が自ら代理事項を処理することができず、なおかつ本人と遅滞なく連絡を取ることもしない場合であって、遅滞なく第三者に代理を再委託しなければ、本人の利益に損失をもたらし、又は損失が拡大しうるときは、人民法院は、民法典第169条に定める緊急の場合と認定しなければならない。

第27条 無権代理行為が追認されない場合において、相手方が行為者に債務の履行又は損失の賠償を請求するときは、行為者が代理権を有しないことを相手方が知り、又は知るべきであったことについて、行為者が挙証責任を負う。行為者が証明することができない場合には、人民法院は、法により相手方の相応の訴訟請求を支持する。行為者が証明することができた場合には、人民法院は、各自の故意・過失に従って行為者及び相手方の責任を認定しなければならない。

第28条 次に掲げる条件に同時に適合する場合には、人民法院は、民法典第172条に定める、行為者が代理権を有していると信ずる理由を相手方が有していたと認定することができる。

（一）代理権の外観が存在すること。

（二）相手方が行為者の行為時に代理権がないことを知らず、かつ、無過失であること。

表見代理を構成するか否かのために紛争が発生する場合には、相手方は、無権代理が前項第1号に定める条件に適合することについて挙証責任を負わなければならない。本人は、相手方が前項第2号に定める条件に適合しないことについて挙証責任を負わなければならない。

第29条 法定代理人又は本人が民法典第145条又は第171条の規定により相手方に追認の意思表示をした場合には、人民法院は、民法典第137条の規定により、その追認の意思表示の発効時期を確認しなければならない。

七、民事責任

第30条 国家の利益、社会公共の利益、本人又は他人の人身権、財産権及びその他の適法な權益が進行中の不法な侵害を受けることを避けさせるために、侵害行為を実施する者に対して講じる不法な侵害の制止行為は、民法典第181条に定める正当防衛と認定しなければならない。

第31条 正当防衛が必要な限度を超えるか否かについて、人民法院は、不法な侵害の性質、手段、強度、危害の程度及び防衛の機会、手段、強度、損害の結果等の要素を総合して判断しなければならない。

審理を経て、正当防衛が必要な限度を超えない場合には、人民法院は、正当防衛者は責任を負わないと認定しなければならない。正当防衛が必要な限度を超える場合には、人民法院は、正当防衛者はあるべきでない損害をもたらした範囲内において部分責任を負うと認定しなければならない。侵害行為を実施した者が正当防衛者に全部責任を負うよう請求する場合には、人民法院は、これを支持しない。

侵害行為を実施した者が、防衛行為があるべきでない損害をもたらしたことを証明できず、単に正当防衛者が講じた反撃の方式及び強度が不法な侵害とつりあわないことを理由に過剰防衛を主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

第32条 国家の利益、社会公共の利益、本人又は他人の人身権、財産権及びその他の適法な權益が発生中の急迫の危険を受けることを避けさせるために、やむを得ず緊急の措置を講じた場合には、民法典第182条に定める緊急避難と認定しなければならない。

第33条 緊急避難で講じた措置が不当であるか、又は必要な限度を超えるか否かについて、人民法院は、危険の性質、急迫の程度、避難行為が保護する權益及びもたらす損害の結果等の要素を総合して判断しなければならない。

審理を経て、緊急避難で講じた措置に不当なところがなく、かつ、必要な限度を超えていなかった場合には、人民法院は、緊急避難者は責任を負わないと認定しなければならない。緊急避難で講じた措置が不当であり、又は必要な限度を超えていた場合には、人民法院は、緊急避難者の故意・過失の程度、あるべきでない損害をもたらしたことに對する避難措置の寄与度の大小、緊急避難者が受益者か否かの等の要素に基づき、緊急避難者はあるべきでない損害をもたらした範囲内において相応の責任を負うと認定しなければならない。

第34条 他人の民事權益を保護するために自己が損害を負い、損害を受けた者が民法典第183条の規定により受益者に適当な補償を請求した場合には、人民法院は、損害を受けた者が受けた損失及び既に得た賠償の状況、受益者の受益の多寡及びその経済的条件等の要素に基づき、受益者の負う補償額を確定することができる。

八、訴訟時効

第35条 民法典第188条第1項に定める3年の訴訟時効期間については、民法典の訴訟時効停止及び中断に関する規定を適用することができ、延長の規定は適用しない。同条第2項に定める20年の期間については、停止及び中断の規定を適用しない。

第36条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者の権利が損害を受けた場合には、訴訟時効期間は、権利が損害を受けたこと及び義務者をその法定代理人が知り、又は知るべきであった日から起算する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

第 37 条 民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の権利が元法定代理人から損害を受け、かつ、完全民事行為能力を取得若しくは回復し、又は元法定代理が終了したうえで新たな法定代理人が確定した後に初めて、権利が損害を受けたことを相応の民事主体が知り、又は知るべきであった場合には、関係する請求権の訴訟時効期間の計算には、民法典第 188 条第 2 項及び本解釈第 36 条の規定を適用する。

第 38 条 訴訟時効が民法典第 195 条の規定により中断した後、新たな訴訟時効期間内において、第 195 条に定める中断事由が再度出現した場合には、訴訟時効の再度の中断と認定することができる。

権利者が義務者の代理人、財産代理管理人又は遺産管理人等に履行請求を提出した場合には、民法典第 195 条に定める訴訟時効の中断と認定することができる。

九、附則

第 39 条 本解釈は、2022 年 3 月 1 日から施行する。

民法典施行後の法律事実が招いた民事事件が、本解釈施行後もなお終審していない場合には、本解釈を適用する。本解釈施行前に既に終審しており、当事者が再審を申請し、又は裁判監督手続に従って再審の決定をした場合には、本解釈を適用しない。

（法令原文名称：关于适用《中华人民共和国民法典》总则编若干问题的解释）